

そんな管理で大丈夫??

空き家の管理は所有者・管理者の責任です。

空き家を管理せず放置すると、老朽化により様々な問題が発生する恐れがあります。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理する義務があります。

空き家に関する 補助事業

- ·特定空家等解体撤去資金助成事業
- ·空家等解体撤去促進事業
- ·倒壞家屋等除却推進事業

空き家の活用

- ・売却したい
- ・賃貸に出したい
- ・解体したい
- ・自分で再利用したい

湯沢市役所 市民生活部 環境共生課 市民生活窓口班

電話:0183-73-2115

FAX: 0183-72-9611

湯沢翔北高等学校 総合ビジネス科

制作 高橋 杏奈